

沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

沖縄県警察関係手数料条例（昭和47年沖縄県条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1 風適法第3条第1項の規定に基づく風俗営業の許可に関する事務の項中「第7条」を「第8条」に改め、同表風適法第9条第1項の規定に基づく風俗営業所の構造又は設備の変更承認に関する事務の項中「構造又は設備の変更承認申請手数料」を「風俗営業所の構造又は設備の変更承認申請手数料」に改め、同表風適法第20条第10項において準用する第9条第1項の規定に基づく遊技機の変更承認（以下単に「承認」という。）に関する事務の項中「以下」の次に「この項において」を加え、同表に次のように加える。

風適法第31条の22の規定に基づく特定遊興飲食店営業の許可に関する事務	特定遊興飲食店営業許可申請手数料	
	1 3月以内の期間を限って営む営業 2 その他の営業	14,000円 24,000円
	備考	
	1 特定遊興飲食店営業許可を受けようとする者が沖縄県において同時に他の特定遊興飲食店営業許可を受けようとする場合における当該他の特定遊興飲食店営業許可に係る手数料の額は、それぞれ右欄に定める額から8,000円を減じた額とする。 2 風適法第31条の23において準用する同法第4条第3項の規定が適用される営業所につき許可を受けようとする場合における手数料の額は、それぞれ右欄に定める額に6,800円を加算した額とする。	
風適法第31条の23において準用する同法第5条第4項の規定に基づく特定遊興飲食店営業許可証の再交付に関する事務	特定遊興飲食店営業許可証再交付手数料	1,100円

風適法第31条の 23において準用 する同法第7条 第1項の規定に 基づく特定遊興 飲食店営業の相 続承認の申請に 関する事務	特定遊興飲食店営業相続承認申請手数料 備考 特定遊興飲食店営業の相続承認を受けようとする者が沖縄県に おいて同時に他の特定遊興飲食店営業の相続承認を受けようとする 場合にあっては、当該他の承認に係る手数料の額については、 3,800円	8,600円
風適法第31条の 23において準用 する同法第7条 の2第1項の規 定に基づく特定 遊興飲食店営業 の法人の合併承 認申請に関する 事務	特定遊興飲食店営業法人合併承認申請手数 料 備考 特定遊興飲食店営業の法人の合併承認を受けようとする者が沖 縄県において同時に他の特定遊興飲食店営業の法人の合併承認を 受けようとする場合にあっては、当該他の合併承認に係る手数料 については、3,300円	11,000円
風適法第31条の 23において準用 する同法第7条 の3第1項の規 定に基づく特定 遊興飲食店営業 の法人の分割承 認申請に関する 事務	特定遊興飲食店営業法人分割承認申請手数 料 備考 特定遊興飲食店営業の法人の分割承認を受けようとする者が沖 縄県において同時に他の特定遊興飲食店営業の法人の分割承認を 受けようとする場合にあっては、当該他の分割承認に係る手数料 については、3,300円	11,000円
風適法第31条の 23において準用 する同法第9条 第1項の規定に 基づく特定遊興 飲食店営業所の 構造又は設備の 変更承認に関す る事務	特定遊興飲食店営業所の構造又は設備の変 更承認申請手数料	9,900円
風適法第31条の	特定遊興飲食店営業許可証の書換え手数料	1,400円

23において準用する同法第9条第4項の規定に基づく特定遊興飲食店営業許可証の書換えに関する事務		
風適法第31条の23において準用する同法第10条の2第1項の規定に基づく特例特定遊興飲食店営業者の認定に関する事務	特例特定遊興飲食店営業者の認定申請手数料 備考 特例特定遊興飲食店営業者の認定を受けようとする者が沖縄県において同時に他の特例特定遊興飲食店営業者の認定を受けようとする場合にあっては、当該他の認定に係る手数料の額については、10,000円	13,000円
風適法第31条の23において準用する同法第10条の2第5項の規定に基づく特例特定遊興飲食店営業者の認定証再交付に関する事務	特例特定遊興飲食店営業者の認定証再交付手数料	1,100円
風適法第31条の23において準用する同法第24条第6項の規定に基づく特定遊興飲食店営業所の管理者に対する講習に関する事務	特定遊興飲食店営業管理者講習受講手数料	講習1時間につき650円

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年6月23日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、平成28年3月23日から施行する。
(特定遊興飲食店営業の許可の準備行為に係る手数料の徴収)
- 2 施行日前において、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第45号）附則第2条第1項の規定により同法第2条の規定による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第31条の22の許可に関し必要な準備行為として行う特定遊興飲食店営業許可の申請に対する審査については、当該申請が3月以内の期間を限って営む営業に係るものにあっては1件につき14,000円、その他の営業に係るものにあっては1件につき24,000円の手数料を徴収する。
- 3 前項の場合において、同項の許可を受けようとする者が沖縄県において同時に他の特定遊興飲食店営業許可を受けようとする場合における当該他の特定遊興飲食店営業許可に係る手数料の額は、それぞれ同項に定める額から8,000円を減じた額とする。

平成27年12月8日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されることに伴い、特定遊興飲食店営業許可申請手数料等の徴収根拠を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。